第５　施行期日等

１　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第１の２の⑵は令和八年四月一日から施行し、第１の１、２の⑴及び⑶並びに３、第２並びに第３は令和七年四月一日から適用する。

２　その他この法律の施行に関し必要な経過措置を定める。

◇国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（法律第九十一号）（国会）

１　期末手当の支給割合の据置き

各議院の議長、副議長及び議員が受ける期末手当の支給割合を令和十年七月三十一日（同日までに衆議院が解散されたときは、解散の日の属する月の末日）までの間、現行の水準に据え置く。（附則第二十三項、第二十四項関係）

２　施行期日

この法律は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律（法律第九十二号）（国会）

１　給料表の改定

別表第一及び別表第二の全給料月額を改定する。（別表第一、別表第二関係）

２　業務調整手当の新設

給料表並びに給料の級及び号給に応じ、業務調整手当を支給する。（第九条の二関係）

３　勤勉手当の額の改定

⑴　令和七年十二月期の支給割合を改定する。（法第一条の規定による改正後第十五条関係）

⑵　令和八年度以後の支給割合を改定する。（法第二条の規定による改正後第十五条関係）

４　施行期日等

⑴　この法律は、公布の日から施行する。ただし、３⑵は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　１、２及び３⑴は、令和七年四月一日から適用する。（附則第二項関係）

⑶　その他所要の規定の整理を行う。

◇裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（法律第九十三号）（法務省）

１　一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行う。（第十五条、別表関係）

２　この法律は、公布の日から施行し、報酬月額の改定は、令和七年四月一日に遡って行う。（附則第一項関係）

◇検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（法律第九十四号）（法務省）

１　一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行う。（附則第三条、別表関係）

２　この法律は、公布の日から施行し、俸給月額の改定は、令和七年四月一日に遡って行う。（附則第一項関係）

◇防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（法律第九十五号）（防衛省）

第１　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正

１　一般職の国家公務員の例に準じて管理監督職員、指定職俸給表又は自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄若しくは陸将補、海将補及び空将補の㈠欄の適用を受ける職員及び常勤の防衛大臣政策参与に対して本府省業務調整手当を支給する。（第十四条、第二十二条の二第一項及び第二十七条第二項関係）

２　営外手当の月額を七千二百七十円とする。（第十八条第二項関係）

３　自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に支給される十二月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合を、それぞれ百分の七十二・五等及び百分の五十二・五等とする。（第十八条の二第一項関係）

４　常勤の防衛大臣政策参与、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒（以下「生徒」という。）に支給される十二月期の期末手当の支給割合を百分の百七十七・五とする。（第十八条の三、第二十五条第四項及び第二十五条の二第三項関係）

５　自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに自衛官候補生に支給される自衛官候補生手当の月額、学生に支給される学生手当の月額及び生徒に支給される生徒手当の月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定する。（第二十四条の二第二項、第二十五条第二項、第二十五条の二第二項、別表第一及び別表第二関係）

第２　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正

１　一般職の国家公務員の例に準じて第二種初任給調整手当を新設する。（第十四条、第二十四条の二、第二十五条及び第二十五条の二関係）

２　再任用職員に支給される六月期及び十二月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合を、それぞれ百分の七十一・二五等及び百分の五十一・二五等とする。（第十八条の二第一項関係）

３　常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される六月期及び十二月期の期末手当の支給割合を百分の百七十五とする。（第十八条の三、第二十五条第四項及び第二十五条の二第三項関係）

４　予備自衛官手当及び即応予備自衛官手当の月額をそれぞれ引き上げる。（第二十四条の三第二項及び第二十四条の四第二項関係）

第３　施行期日等

１　この法律は、公布の日から施行し、第１の規定は、令和七年四月一日から適用する。ただし、第２の規定は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一条関係）

２　その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定める。（附則第二条～第八条関係）

◇高次脳機能障害者支援法（法律第九十六号）（厚生労働省）

１　総則

⑴　目的

この法律は、高次脳機能障害の特性に関する国民の理解が必ずしも十分でないこと等の理由により、高次脳機能障害者が適切な支援を受けることができず、日常生活又は社会生活を円滑に営む上での困難を有する状況があることに鑑み、高次脳機能障害者に対する支援に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、地域での生活支援、相談体制の整備、高次脳機能障害者支援センターの指定等について定めることにより、高次脳機能障害者の自立及び社会参加のためその生活全般にわたる支援を図り、もって高次脳機能障害者を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現に資することを目的とする。（第一条関係）

⑵　定義（第二条関係）

イ　この法律において「高次脳機能障害」とは、疾病の発症又は事故による受傷による脳の器質的病変に起因すると認められる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、失語、失行、失認その他の認知機能の障害として政令で定めるものをいう。

ロ　この法律において「高次脳機能障害者」とは、高次脳機能障害がある者であって、高次脳機能障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいう。

ハ　この法律において「社会的障壁」とは、高次脳機能障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

⑶　基本理念（第三条関係）

イ　高次脳機能障害者に対する支援は、高次脳機能障害者の意思を尊重しつつ高次脳機能障害者の自立及び社会参加の機会が確保されること並びに地域社会において高次脳機能障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳を保ちつつ他の人々と共生することを妨げられないことを旨として、行われなければならない。

ロ　高次脳機能障害者に対する支援は、社会的障壁の除去に資することを旨として、行われなければならない。

ハ　高次脳機能障害者に対する支援は、個々の高次脳機能障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、医療（リハビリテーションを含む。以下同じ。）、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、医療機関における医療の提供から地域での生活支援を経て社会参加の支援に至るまで、切れ目なく行われなければならない。

ニ　高次脳機能障害者に対する支援に関する施策を講ずるに当たっては、高次脳機能障害者がその居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるようにすることを旨としなければならない。